

(1) 今日午後二時頃新有賣店ニ客、如ク装ヒ店內ニ入り約五百
叙ノ名ヲ陳列所ニ投付ケ硝子其他ヲ破壊シ約四十圓ノ損害
ヲ與ヘタル事該團員酒井時治當二十五年ヲ警戒中ノ後橋署
員檢察シ取調中

(2) 十日午前八時四十分頃牛込区市ヶ谷木村町陸軍士官學校下
ニ於テ會社ノパン運搬自動車ニ投石シ前面硝子ヲ破壊シ逃
走セル二名ノ中倉板友一當二十三年ヲ高田署ニ於テ檢察取
調中

(3) 十日職工代表岡田豊吉外十名會社ニ至リ會社ノ不法ヲ詰リ
事務員ト論爭中暴行ヲ為シタル應援團員中島徹也當二十八
年外一名ヲ高田署ニ於テ檢察取調中

(4) 十日午後十時頃銀座賣店ニ二名ノ團員至リ投石シ硝子四枚
ヲ破壊シ(損害約六十圓)逃走セリ

所轄某地署ニ於テ渡辺惣藏外六名ヲ檢束取調中
右及申(通)兼候也

「別記」

抗議書

貴下は以トライキ法行以東最近に於るまで我等爭議團員に對
シ常に非公式に新有賣店は爭訟紛及迄は決して手合せせずと聲
明し來り、然るに茲には此の聲明を無視し、實に「新有賣
店」を「新有賣店」は我等の對して目途「決り」する事なり
此の如くしては我等と「新有賣店」不可賣店を休業するにあらず、此
は我等は令冬最大多數の「新有賣店」として争つて之と争
せんとする波を有するものゝあるが抗議書一書をして「新有賣店
」と争訟紛及に及ぶ事、即時「決り」此人等と争つ

新有賣店「新有賣店」

東京製パン社 抗議書